

※この法令は廃止されています。

平成九年郵政省令第八十二号

電気通信番号規則

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第四十八条の二第一項の規定に基づき、及び同法を施行するため、電気通信番号規則を次のように定める。

目次

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 電気通信番号計画（第五条—第十四条）

第三章 電気通信番号の指定に係る手続（第十五条—第十九条）

第四章 第九条第一項第三号に規定する電気通信番号の使用に必要な措置（第二十条）

第五章 雜則（第二十一条・第二十二条）

附則

第一章 総則（目的）

第一条 この省令は、電気通信番号の基準及び電気通信事業法の規定を施行するために必要とする事項を定めることを目的とする。

（定義）

第二条 この省令において使用する用語は、電気通信事業法、電気通信事業法施行令（昭和六十年政令第七十五号）及び電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）において使用する用語の例による。

（遵守義務）

第三条 電気通信事業者は、この省令で定めるところにより、電気通信番号を使用しなければならない。ただし、他の電気通信事業者との間で中継系伝送路設備との接続をしていない電気通信事業者については、第十一条を除き、この限りではない。

（電気通信番号の基準）

第四条 電気通信事業者は次の各号に掲げる基準に従つて電気通信番号を使用しなければならない。

- 一 電気通信番号により電気通信設備又は電気通信役務の提供のために必要なものに限ること。
- 二 電気通信番号により電気通信番号を使用しきりに限ること。
- 三 電気通信番号の効率的な使用を図ること。
- 四 利用者が公平に電気通信番号を使用できるようによること。
- 五 第三章に規定する電気通信番号の指定に係る手続に基づき総務大臣が指定する電気通信番号を使用すること。

第二章 電気通信番号計画（電気通信番号を識別するための電気通信番号）

第五条 法第四十一条第一項に規定する電気通信設備を設置する電気通信事業者の設置する電気通信回線設備（第七条の信号用伝送装置及び第十二条の端末系伝送路設備を除く。）は、別表第一第一号に定めるものとする。

第六条 削除（信号用伝送装置を識別するための電気通信番号）

第七条 削除（信号用伝送装置（国際電気通信連合条約に基づく勧告に準拠した信号用中継交換機を用いる共通線信号方式に基づくものに限る。）を識別するための電気通信番号は、別表第一第三号に定めるものとする。）

（端末設備を識別するための電気通信番号）
第九条 端末設備を識別するための電気通信番号（第十二条に規定するものを除く。）を識別するための電気通信番号（第十二条の電気通信番号を除く。）は、次のとおりとする。
一 固定端末系伝送路設備（その端が特定の場所に設置される利用者の電気通信設備に接続される伝送路設備であつて、次号に規定するものを除く。）及び無線呼出しの役務に係る端末系伝送路設備（第四号の端末系伝送路設備を除く。）を識別するための電気通信番号は、総務大臣が市町村等の区域を勘案して別に告示する電気通信番号とする。ただし、固定端末系伝送路設備において、別に告示する電気通信番号によることが著しく困難であると総務大臣が認めるときは、他の電気通信番号とすることができる。

二 第五条第二項に規定する電気通信事業者の電気通信設備にその一端が接続される端末系伝送路設備であつて他の一端が当該電気通信事業者の利用者（電気通信事業者を除く。）に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号は、別表第一第六号に定めるものとする。
三 携帯電話又はPHSに係る端末系伝送路設備（主としてデータ伝送役務の用に供するものであつて、総務大臣が別に告示するものを除く。）を識別するための電気通信番号は、別表第一第五号に定めるものとする。

四 無線呼出しの役務（当該役務に係る料金を発信側の者が負担するものに限る。）に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号は、別表第一第七号に定めるものとする。

五 人工衛星を介して二以上の国において提供する移動電気通信役務（当該役務の提供に係る電気通信回線設備を識別するため用いる番号が国際電気通信連合条約に基づく勧告に準拠した端末系伝送路設備を識別するため用いる番号が国際電気通信連合条約に基づく勧告に準拠した端末系伝送路設備に限る。）に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号は、別表第一第八号に定めるものとする。

前項第三号に規定する電気通信番号は、電気通信事業者が利用者からの隨時の請求により特定される端末系伝送路設備（前項第一号に規定する電気通信番号により識別される固定端末系伝送路設備は次条第一項第一号に規定する電気通信番号により識別される音声伝送役務に係る端末系伝送路設備に限る。）を介して提供する電気通信役務を識別するため用いることができる。

（電気通信役務の種類又は内容を識別するための電気通信番号）

第十条 電気通信役務の種類又は内容を識別するための電気通信番号は、次のとおりとする。
一 電気通信事業者が利用者からの随时の請求により特定される端末系伝送路設備を介して提供する電気通信役務（前項第一号に規定する電気通信番号により識別される固定端末系伝送路設備、同項第三号に規定する電気通信番号により識別される携帯電話若しくはPHSに係る端末系伝送路設備又は次号に規定する電気通信番号により識別される音声伝送役務に係る端末系伝送路設備を組み合わせて提供するもの（同一の種類の設備を組み合わせて提供するもの（端末系伝送路設備を含む。）に限る。）を識別するための電気通信番号は、別表第一第九号に定めるものとする。

二 端末系伝送路設備（無線呼出しの役務に係るもの（端末系伝送路設備等（インターネットプロトコルを使用してペケット交換網に接続されるものに限る。）に提供される音声伝送役務を識別するための電気通信番号は、別表第一第十号に定めるものとする。））

三 電気通信事業者が付加的な機能を用いて提供する電気通信役務の内容を識別するための電気通信番号は、総務大臣が別に告示する電気通信番号とする。
前項第二号に規定する電気通信番号は、電気通信事業者が利用者からの随时の請求により特定される端末系伝送路設備（前項第一号に規定する電気通信番号により識別される固定端末

2

系伝送路設備又は同項第三号に規定する電気通信番号により識別される携帯電話若しくはP.H.S.に係る端末系伝送路設備に限る。)を介して提供する電気通信役務を識別するために用いることができる。

(緊急通報)

第十二条 緊急通報に関する電気通信番号は、次のとおりとする。

- 一 警察機関への通報については、一一〇とする。
- 二 海上保安機関への通報については、一一八とする。
- 三 消防機関への通報については、一一九とする。

(データ通信設備に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号)

第十三条 データ通信設備(国際電気通信連合条約に基づく勧告に準拠したパケット交換によるデータ通信に係るものに限る。)に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号は、別表第一第一号に定めるものとする。

(電子メール通信網を識別するための電気通信番号)

第十四条 電子メール通信網(メッセージ交換を行う機能を有する電気通信設備であり、国際電気通信連合条約に基づく勧告に準拠したパケット交換によるデータ通信に係るものに限る。)を識別するための電気通信番号は、別表第一第一号に定めるものとする。

(電子メール通信網を識別するための電気通信番号)

第十五条 プレフィックス(国際電気通信連合条約に基づく勧告に規定する国番号から始まる電気通信番号に前置する電気通信番号)は、〇一〇とする。

一 国際プレフィックス(第五号を除く。)又は第十条第一項第一号若しくは第二号に定める電気通信番号は、別表第一第一号に定めるものとする。

二 前項の申請書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一 電気通信番号の指定を受ける理由

二 前項の申請書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一 電気通信番号の数及びその根拠となる需要の見込み

二 必要とする電気通信番号を必要とする理由

三 必要とする電気通信番号の数に係る電気通信役務の提供の計画

(電気通信番号の指定の申請)

第十六条 総務大臣は、前条の申請があつた場合において、当該申請に係る電気通信役務の提供に必要な電気通信番号が電気通信番号計画に基づき使用可能であると認めるときは、当該電気通信役務に係る需要に応じるために必要な数の電気通信番号を指定し、電気通信番号指定証を交付する。

(電気通信番号の指定)

第十七条 総務大臣は、電気通信番号計画を変更するときは、変更前の電気通信番号計画に基づき指定した電気通信番号を変更することができる。

一 前項の電気通信番号の変更のうち第九条第一項第一号及び第十条第一項第三号に係る電気通信番号の変更は、電気通信番号計画の変更の内容の告示をもって行うものとする。

二 前項の電気通信番号の変更のうち第九条第一項第一号及び第十条第一項第三号に係る電気通信番号の変更は、電気通信番号計画の変更の内容の告示をもって行うものとする。

(電気通信番号の変更)

第十八条 総務大臣は、電気通信番号の使用を廃止したときは、その旨を様式第四の届出書により、遅滞なく、総務大臣に届け出なければならない。

(電気通信番号の使用の廃止)

第十九条 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めて、第十六条の指定を取り消すことができる。

一 この省令の規定に違反したとき。

二 別表第二又は別表第三に規定する要件を満たさなくなつたとき。

三 前項の規定により第十六条の指定を取り消された電気通信事業者は、遅滞なく、総務大臣に電気通信番号指定証を返納しなければならない。

(電気通信番号指定の取消し)

第二十条 第九条第一項第三号に規定する電気通信番号の指定を受けた電気通信事業者は、当該電気通信番号(電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)第四条第一項第二十号の八に規定する携帯移動地球局に係る端末系伝送路設備又は提供する役務がデータ伝送役務のみである端末系伝送路設備を識別するためのものを除く。)について、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定を受けた電気通信事業者又は当該指定を受けた電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者(以下この条において「卸先電気通信事業者」という。)の電気通信役務の提供を受ける者が、その者に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号を変更することなく携帯電話又はP.H.S.の役務の提供を受ける電気通信事業者を他の電気通信事業者(卸先電気通信事業者を除く。)に変更できるようにするための措置

二 他の電気通信事業者(卸先電気通信事業者を除く。)の電気通信役務の提供を受ける者が、その者に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号を変更することなく携帯電話又はP.H.S.の役務の提供を受ける電気通信事業者を当該指定を受けた電気通信事業者又は卸先電気通信事業者に変更できるようにするための措置

三 当該指定を受けた電気通信事業者又は卸先電気通信事業者の電気通信役務の提供を受ける者が、その者に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号を変更することなく携帯電話又はP.H.S.の役務の提供を受ける電気通信事業者を当該指定を受けた電気通信事業者又は卸先電気通信事業者との間及び卸先電気通信事業者間で変更できるようにするための措置

(書類の提出)

第二十一条 この規則の規定により総務大臣に提出する書類は、電気通信事業者の業務区域(その業務区域が二以上の総合通信局(沖縄総合通信事務所を含む。)の管轄区域にわたる場合は、その

4 第二項各号に掲げる事項又は前項の規定により届け出た事項について変更する場合は、様式第三により、あらかじめ総務大臣に届け出なければならない。ただし、別表第四に規定する軽微な変更については、この限りでない。

(電気通信番号の指定)

十五年四月三十日までの間は、同号中「〇一〇」とあるのは「〇一〇又は第五条若しくは第六条に定める電気通信番号」とする。

（電磁的方法による提出）
第二十二条 この規則の規定により総務大臣に提出する書類は、これらの書類の記載事項を記録した総務大臣が別に告示する電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。以下同じ。）による記録に係る記録媒体により提出することができる。

2 前項により電磁的方法による記録に係る記録媒体により提出する場合には、申請者の氏名及び住所並びに申請の年月日を記載した書類を添付しなければならない。

附 則 抄

（施行期日）
第一条 この省令は、電気通信事業法の一部を改正する法律（平成九年法律第九十七号）の施行の日から施行する。

第二条 この省令の施行の際現に指定されている電気通信番号については、この省令の規定により指定されたものとみなす。

第三条 この省令の施行の日から平成十年十二月三十一日までの間は、第九条第三号中「別表第一第六号」とあるのは「別表第一第六号又は別表第二第一号」と、第九条第四号中「別表第一第七号」とあるのは「別表第一第七号又は別表第二第二号」とする。

2 平成十年十二月三十一日までの間に第九条第三号中「A0CDEFGHJ」として指定を受けた電気通信番号は、平成十一年一月一日以後は「90ACDEFGHJ」として指定されたものとみなす。

3 平成十年十二月三十一日までの間に第九条第四号中「A0CDEFGHJ」として指定を受けた電気通信番号は、平成十一年一月一日以後は「70ACDEFGHJ」として指定されたものとみなす。

第四条 第十条第二号の規定にかかわらず、この省令の施行の際現に付加的な機能を用いて提供される電気通信役務の内容を識別するために使用されている電気通信番号（附則第二条により指定されたものとみなされる電気通信番号を除く。）は、当分の間、当該電気通信役務の提供のために使用できるものとする。

附 則 （平成一〇年三月三一日郵政省令第二九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一〇年八月七日郵政省令第六八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一一年七月一九日郵政省令第六一號）抄

（施行期日）
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一一年一月一一日郵政省令第三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一一年七月一九日郵政省令第六一號）

この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）
第二条 この省令の施行の日から平成十三年四月三十日までの間は、第十三条の二第一号中「〇一〇」とあるのは、「第五条又は第六条に定める電気通信番号」とし、平成十三年五月一日から平成

第一条 この省令は、公布の日から施行する。
附 則 （平成一二年九月一一日郵政省令第五二号）抄
（施行期日）
 この省令による改正前の様式又は書式により調製した用紙は、この省令の施行後においても当分の間、使用することができる。この場合、改正前の様式又は書式により調製した用紙を修正して、使用することがある。

第二条 この省令による改正前の様式又は書式により調製した用紙は、この省令の施行後においても当分の間、使用することができる。この場合、改正前の様式又は書式により調製した用紙を修正して、使用することがある。
附 則 （平成一四年六月二七日総務省令第七一号）

（施行期日）
 この省令は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

附 則 （平成一六年三月二二日総務省令第四四号）抄
（施行期日）
 この省令による改正前の様式又は書式により調製した用紙は、この省令の施行後においても当分の間、使用することができる。この場合、改正前の様式又は書式により調製した用紙を修正して、使用することがある。

第一条 この省令は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

第六条 この省令の施行の際現に指定されている電気通信番号については、この省令による改正後の電気通信番号規則（以下この条において「新番号規則」という。）の規定により指定されたものとみなす。

2 この省令の施行の際現に電気通信番号の指定を受けている電気通信事業者であつて、新番号規則第十五条第二項各号に掲げる事項に変更があるものについては、同条第三項の規定は適用しない。

附 則 （平成一八年二月六日総務省令第一三七号）抄
（施行期日）
 この省令による改正後の第二十条の規定は、この省令の施行の際現に新規の契約の締結を停止し、又は停止する旨が明らかにされている電気通信役務について、利用者がその提供を受けるために電気通信事業者を変更する場合については、適用しない。

附 則 （平成一九年一月二一日総務省令第一三七号）抄
（施行期日）
 この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表第二の十二の項の改正規定中「注4」を「注5」に改める部分及び同表中注4を注5とし、注3の次に注4を加える改正規定は、平成二十年四月一日から施行する。

（経過措置）
第二条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表第二の十二の項の改正規定中「注4」を「注5」に改める部分及び同表中注4を注5とし、注3の次に注4を加える改正規定は、平成二十年四月一日から施行する。

第一条 この省令は、公布の日から施行する。
附 則 （平成一九年一月二一日総務省令第一三九号）
（施行期日）
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一九年一月二一日総務省令第一三九号）
（施行期日）
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一九年一月二一日総務省令第一三九号）
（施行期日）
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一九年一月二一日総務省令第一三九号）
（施行期日）
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一九年一月二一日総務省令第一三九号）
（施行期日）
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一九年一月二一日総務省令第一三九号）
（施行期日）
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一九年一月二一日総務省令第一三九号）
（施行期日）
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一九年一月二一日総務省令第一三九号）
（施行期日）
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一九年一月二一日総務省令第一三九号）
（施行期日）
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一九年一月二一日総務省令第一三九号）
（施行期日）
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一九年一月二一日総務省令第一三九号）
（施行期日）
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一九年一月二一日総務省令第一三九号）
（施行期日）
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一九年一月二一日総務省令第一三九号）
（施行期日）
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一九年一月二一日総務省令第一三九号）
（施行期日）
 この省令は、公布の日から施行する。

第十一号（第12条関係）

4 4 X 1 2 3 4 5 から始まる 14 けたを超えない十進数字

ただし、X 1 2 3 4 5 は、総務大臣の指定により電気通信事業者ごとに定められる数字とする。

注 英字に添字を付したものは、十進数字とする。

第十二号（第13条関係）

オクテット以上 16 オクテット以下の符号

ただし、オクテット以上 16 オクテット以下の符号は総務大臣の指定により電気通信事業者ごとに定められる符号とする。

別表第二（第15条第2項関係）

電気通信番号の要件

種別	1 第5条第1項に規定するもの	2 第5条第2項に規定するもの	3 第7条に規定するもの	4 第8条に規定するもの	5 第9条第1項に規定するもの（注）	6 第9条第2項に規定するもの	7 第9条第1項に規定するもの	8 第9条第1項に規定するもの	9 第9条第1項に規定するもの	10 第9条第1項に規定するもの	11 第10条に規定するもの
	1 直接又は他の電気通信事業者（一の者に限る。5の項要件欄8を除き、以下同じ。）の網を介して第一種指定電気通信設備と網間信号指定電気通信設備をいい、アナログ信号伝送用の電気通信回線設備に限る。以下同じ。）と網間信号接続（中継系伝送路設備を用いて接続するものをいう。以下同じ。）を行うこと（ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。）。	2 第5条第2項に規定する電気通信番号により識別される交換設備を設置すること。	3 第5条第1項に規定する電気通信番号の指定を受けていないこと。	4 第8条に規定するもの（注）	5 第9条第1項に規定する電気通信回線設備に接続する端末設備を識別するための設備を設置すること。	6 第9条第2項に規定するもの	7 第9条第1項に規定するもの	8 第9条第1項に規定するもの	9 第9条第1項に規定するもの	10 第9条第1項に規定するもの	11 第10条に規定するもの
	1 1直接又は他の電気通信事業者の網を介して第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと（ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。）。	2 上記1の設備が海外の電気通信事業者の電気通信設備と国際信号網で接続され、運用されること。	3 第5条第2項に規定する電気通信番号の指定を受けていないこと。	4 第8条に規定するもの（注）	5 第9条第1項に規定する電気通信回線設備を設置すること。	6 第9条第2項に規定するもの	7 第9条第1項に規定するもの	8 第9条第1項に規定するもの	9 第9条第1項に規定するもの	10 第9条第1項に規定するもの	11 第10条に規定するもの
	1 1直接又は他の電気通信事業者の網を介して第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行なうこと（ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。）。	2 上記1の設備が海外の電気通信事業者の電気通信設備と国際信号網で接続され、運用されること。	3 第5条第2項に規定する電気通信番号の指定を受けていないこと。	4 第8条に規定するもの（注）	5 第9条第1項に規定する電気通信回線設備を設置すること。	6 第9条第2項に規定するもの	7 第9条第1項に規定するもの	8 第9条第1項に規定するもの	9 第9条第1項に規定するもの	10 第9条第1項に規定するもの	11 第10条に規定するもの
	1 1直接又は他の電気通信事業者の網を介して第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行なうこと（ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。）。	2 上記1の設備が海外の電気通信事業者の電気通信設備と国際信号網で接続され、運用されること。	3 第5条第2項に規定する電気通信番号の指定を受けていないこと。	4 第8条に規定するもの（注）	5 第9条第1項に規定する電気通信回線設備を設置すること。	6 第9条第2項に規定するもの	7 第9条第1項に規定するもの	8 第9条第1項に規定するもの	9 第9条第1項に規定するもの	10 第9条第1項に規定するもの	11 第10条に規定するもの

7 上記1から6までを満足させるための機能を端末設備に委ねている場合には、最終利用者（最終的に電気通信役務の提供を受ける者であつて、電気通信事業者以外の者をいう。）が自ら端末設備の設定を変更することを無効とする技術的措置等を講ずること。

8 他の電気通信事業者の設置した端末系伝送路設備を利用（他の電気通信事業者の端末系伝送路設備と接続される場合を含む。）して電気通信役務を提供する場合において、上記1から7までに關して電気通信事業者間における取決めを行うこと。

9 第2号に規定するもの

10 第9条第1項に規定する基地局の無線局免許を有する電気通信事業者であること。

11 第9条第1項に規定する当該網に係る電気通信事業者の電気通信回線設備について、第9条第1項第3号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供する電気通信設備に適用される事業用電気通信設備の自己確認が行われているものに限る。）を介して第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと（ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。）。

12 第9条第1項に規定する無線呼出局の無線局免許を有する電気通信事業者であること。

13 第9条第1項第3号の2に規定する電気通信番号に係る呼の接続を行わないこと。

14 第9条第1項第3号の2に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供する電気通信設備と網間信号接続を行うこと（ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。）。

15 第9条第1項第3号の2に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供する電気通信設備と網間信号接続を行うこと（ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。）。

16 第9条第1項第3号の2に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供する電気通信設備と網間信号接続を行うこと（ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。）。

17 第9条第1項第3号の2に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供する電気通信設備と網間信号接続を行うこと（ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。）。

18 第9条第1項第3号の2に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供する電気通信設備と網間信号接続を行うこと（ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。）。

19 第9条第1項第3号の2に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供する電気通信設備と網間信号接続を行うこと（ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。）。

20 第9条第1項第3号の2に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供する電気通信設備と網間信号接続を行うこと（ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。）。

21 第9条第1項第3号の2に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供する電気通信設備と網間信号接続を行うこと（ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。）。

22 第9条第1項第3号の2に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供する電気通信設備と網間信号接続を行うこと（ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。）。

23 第9条第1項第3号の2に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供する電気通信設備と網間信号接続を行うこと（ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。）。

24 第9条第1項第3号の2に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供する電気通信設備と網間信号接続を行うこと（ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。）。

25 第9条第1項第3号の2に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供する電気通信設備と網間信号接続を行うこと（ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。）。

26 第9条第1項第3号の2に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供する電気通信設備と網間信号接続を行うこと（ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。）。

27 第9条第1項第3号の2に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供する電気通信設備と網間信号接続を行うこと（ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。）。

28 第9条第1項第3号の2に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供する電気通信設備と網間信号接続を行うこと（ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。）。

29 第9条第1項第3号の2に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供する電気通信設備と網間信号接続を行うこと（ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。）。

30 第9条第1項第3号の2に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供する電気通信設備と網間信号接続を行うこと（ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。）。

31 第9条第1項第3号の2に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供する電気通信設備と網間信号接続を行うこと（ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。）。

32 第9条第1項第3号の2に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供する電気通信設備と網間信号接続を行うこと（ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。）。

33 第9条第1項第3号の2に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供する電気通信設備と網間信号接続を行うこと（ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。）。

34 第9条第1項第3号の2に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供する電気通信設備と網間信号接続を行うこと（ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。）。

35 第9条第1項第3号の2に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供する電気通信設備と網間信号接続を行うこと（ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。）。

36 第9条第1項第3号の2に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供する電気通信設備と網間信号接続を行うこと（ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。）。

37 第9条第1項第3号の2に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供する電気通信設備と網間信号接続を行うこと（ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。）。

1 規定するもの	第1項第3号に規定するもの	1 規定するもの	1 規定するもの	1 規定するもの	1 規定するもの	1 規定するもの	1 規定するもの	1 規定するもの	1 規定するもの	1 規定するもの	1 規定するもの	1 規定するもの	1 規定するもの	4 総合品質を満足しない形での端末設備の接続がなされないような措置を講ずること。
1 第10条	第1項第3号に規定するもの	1 第12条	第12条	第13条	1 サービス制御機能を有する設備を設置すること（総務大臣が別に告示する電気通信番号に限る）。									
1 第15条	第15条	1 第15条	第15条	1 第15条	第15条	1 第15条	第15条	1 第15条	第15条	1 第15条	第15条	1 第15条	第15条	2 電気通信業務の提供のための機能を有する設備を設置すること（総務大臣が別に告示する電気通信番号に限る）。
1 第15条第4項関係	別表第四（第15条第4項関係）	区分	要件	1 規定する電気通信役	3 総合品質を満足しない形での端末設備の接続がなされないような措置を講ずること。									
1 軽微な事項	適用の条件			1 規定する電気通信役	4 総合品質を満足しない形での端末設備の接続がなされないような措置を講ずること。									
1 号を除く。）に規定する事項のうち次に掲げるもの	必要とする電気通信番号の数及びその根拠となる需要について下回ることとなる場合に限る。			1 規定する電気通信役	4 総合品質を満足しない形での端末設備の接続がなされないような措置を講ずること。									
(1) （2）	第2号に規定する需要の見込み	第4号に規定する電気通信番号を管理する方法を変更する場合（ただし、管理体制に変更を生じる場合を除く。）		1 規定する電気通信役	4 総合品質を満足しない形での端末設備の接続がなされないような措置を講ずること。									
1 第15条第2項（第6号を除く。）に規定する事項のうち次に掲げるもの	必要とする電気通信番号の数及びその根拠となる需要について下回ることとなる場合に限る。			1 規定する電気通信役	4 総合品質を満足しない形での端末設備の接続がなされないような措置を講ずること。									
1 第15条第2項（第6号を除く。）に規定する事項のうち次に掲げるもの	必要とする電気通信番号の数及びその根拠となる需要について下回ることとなる場合に限る。			1 規定する電気通信役	4 総合品質を満足しない形での端末設備の接続がなされないような措置を講ずること。									

(3) 第5号に規定するネットワーク構成図	次に掲げるもの	ネットワーク構成図の一部について改める場合に限る（ただし、当該端末系伝送路について新たに追加又は変更する場合を除く。）。
(2) 別表第2の要件のうち	(1) 1及び2の2に関する事項	第5条第1項又は第2項に規定する電気通信番号により識別される交換設備の全部又は一部について改める場合又は追加する場合。
(2) 3の1に関する事項	(2) 5の1に関する事項	国際信号網における信号局の機能を有する設備の全部又は一部について改める場合又は追加する場合。
(3) 5の1に関する事項	(3) 5の1に関する事項	固定端末系伝送路設備に直接接続する交換設備及び当該伝送路設備を識別する交換設備の全部又は一部について改める場合又は追加する場合。
(4) 5の2に関する事項	(4) 5の2に関する事項	法第42条第2項において準用する同条第1項の確認を行うこととなる場合を除く。
(5) 5の3に関する事項	(5) 5の3に関する事項	第9条第1項第1号に規定する電気通信番号の示す地理的地域と異なる電気通信番号が利用されないための技術的措置の変更内容が軽微であること。
(6) 5の4に関する事項	(6) 5の4に関する事項	指定を受けようとする番号区画について相当程度の需要の見込みについて変更を生じること（変更後において当初の見込みを下回る場合に限る）。
(7) 5の5に関する事項	(7) 5の5に関する事項	緊急通報に関する電気通信役務の提供内容に変更を生じる場合を除く。
(8) 7の3に関する事項	(8) 7の3に関する事項	緊急通報に関する電気通信役務の提供内容に変更を生じる場合を除く。
(9) 8の3に関する事項	(9) 8の3に関する事項	緊急通報に関する電気通信役務の提供内容に変更を生じる場合を除く。
(10) 11の1に関する事項	(10) 11の1に関する事項	利用者からの隨時の請求に応じて呼を振り分ける機能を有する設備の全部又は一部について改める場合又は追加する場合。
(11) 12の1に関する事項	(11) 12の1に関する事項	呼制御機能を有する設備の全部又は一部について改める場合又は追加する場合。
(12) 12の3に関する事項	(12) 12の3に関する事項	総合品質について変更する場合（総合品質に関する数値を劣化させることとなる場合を除く）。
(13) 12の4に関する事項	(13) 12の4に関する事項	総合品質を満足しない形での端末設備の接続がなされないような措置について変更を生じることとなる場合を除く。
(14) 13の1に関する事項	(14) 13の1に関する事項	サービス制御機能を有する設備の全部又は一部について改める場合は追加する場合。
(15) 13の2に関する事項	(15) 13の2に関する事項	電気通信役務の提供のための機能を有する設備の全部又は一部について改める場合又は追加する場合。
(16) 14に関する事項	(16) 14に関する事項	パケット交換によるデータ通信を行うための設備の全部又は一部について改める場合又は追加する場合。
(17) 15に関する事項	(17) 15に関する事項	メッセージ交換を行う機能を有する設備の全部又は一部について改める場合又は追加する場合。

様式第一 電気通信番号申請書の様式（第15条第1項関係）

電気通信番号申請書
年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住所

(ふりがな)

氏 名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。
法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）
連絡先（連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

電気通信番号の指定を受けたいので、電気通信番号規則第15条第1項の規定に基づき申請します。

事項書

- 1 電気通信番号を必要とする理由
- 2 必要とする電気通信番号の数及びその根拠となる需要の見込み
- 3 必要とする電気通信番号の数に係る電気通信役務の提供の計画
- 4 電気通信番号を管理する方法
- 5 ネットワーク構成図
- 6 別表第2に規定する要件を確認できる事項（第11条に規定する電気通信番号の指定を受けようとする場合を除く。）
- 7 別表第3に規定する要件を確認できる事項（第9条第2項又は第10条第2項に規定する電気通信役務を識別するために電気通信番号を用いようとする場合に限る。）
- 8 その他電気通信番号の指定のために特に必要な事項

注1 電気通信番号を必要とする理由は、電気通信番号を必要とする具体的な理由及び当該電気通信番号を規定している電気通信番号規則の条項について記載すること。

2 必要とする電気通信番号の数及び根拠となる需要の見込みには、必要とする電気通信番号の数（需要の見込みを含む。）及び使用予定年月日を記載すること。

3 提供を計画している役務の内容は、提供する電気通信役務について具体的に記載すること。

4 電気通信番号を管理する方法は、電気通信番号の管理に関する具体的方法について記載すること。

5 ネットワーク構成図は、電気通信番号の関係する通信経路、第15条第2項に規定する必要な電気通信設備の所在（所在する市町村名を含む。）、分界点が分かること。

6 別表第2に規定する要件を確認できる事項は、同表に規定する要件について明確に記載すること。

7 別表第3に規定する要件を確認できる事項は、同表に規定する要件について明確に記載すること。

8 用紙の大きさは、日本工業規格A4列4番とすること。

様式第二 届出書の様式（第15条第3項関係）

第15条第3項に係る届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住所

(ふりがな)

氏 名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。
法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）
連絡先（連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

指定を受けた電気通信番号について、電気通信番号規則第15条第3項の規定に基づき届け出ます。

指定を受けた電気通信番号	
別表第3に規定する要件を確認できる事項	
開始年月日	

注1 指定を受けた電気通信番号は、「第9条第1項第3号」、「第10条第1項第2号」等と記載すること。

2 別表第3に規定する要件を確認できる事項は、同表に規定する要件について明確に記載するとともに、必要な書類を添付すること。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A4列4番とすること。

様式第三 電気通信番号変更届出書の様式（第15条第4項関係）

電気通信番号指定に関する変更届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
(ふりがな)
住 所
(ふりがな)
氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。
法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。) □
連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。
当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)
登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

電気通信番号の指定に係る内容を次のとおり変更するので、電気通信番号規則第15条第4項の規定に基づき届け出ます。

変更事項		
	変更前	変更後
変更内容		
変更年月日		

注1 変更事項は、変更が生じる事項について具体的な内容を記載すること。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4列4番とすること。

様式第四 電気通信番号廃止届出書（第18条関係）

電気通信番号廃止届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
(ふりがな)
住 所
(ふりがな)
氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。
法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。) □
連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。
当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)
登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

を使用しない
指定を受けていた電気通信番号 の使用を廃止した
規定に基づき次のとおり届け出ます。

廃止した電気通信番号	
電気通信番号の廃止年月日	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4列4番とすること。